

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 8月14日

【会社名】 株式会社モダリス

【英訳名】 Modalis Therapeutics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 森田 晴彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目11番 5号

【電話番号】 03-6231-0456

【事務連絡者氏名】 執行役員 中島 陽介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目11番 5号

【電話番号】 03-6231-0456

【事務連絡者氏名】 執行役員 中島 陽介

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第17回新株予約権)  
その他の者に対する割当 3,072,000円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,750,272,000円  
(注) 新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2025年8月14日に第10期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)の半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

### 第三部 【追完情報】

<訂正前>

#### 1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第9期、提出日2025年3月27日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月7日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年8月7日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書の提出日(2025年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月7日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(中略)

#### 3. 資本金の増減について

下記「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書(提出日2025年3月27日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2025年3月27日)以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月7日)までの間において、以下のとおり変化しております。

(中略)

#### 4. 最近の業績の概要

2025年8月7日に開示いたしました、2025年12月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載されている第10期第2四半期累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)の四半期財務諸表は、以下のとおりであります。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューは終了していないため、期中レビュー報告書は受領しておりません。

## 中間連結財務諸表及び主な注記

## (1) 中間連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,575,277	3,261,672
貯蔵品	141	-
未収入金	-	37,189
その他	41,661	50,098
流動資産合計	3,617,079	3,348,960
<b>固定資産</b>		
投資その他の資産	74,469	67,362
固定資産合計	74,469	67,362
<b>資産合計</b>	3,691,549	3,416,323
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	79,338	72,160
未払費用	20,308	77,134
未払法人税等	16,496	11,148
賞与引当金	-	9,624
その他	1,179	1,819
流動負債合計	117,322	171,886
<b>固定負債</b>		
役員株式報酬引当金	822	-
従業員株式報酬引当金	3,624	1,183
その他	21,701	55,749
固定負債合計	26,148	56,932
<b>負債合計</b>	143,471	228,819
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,758,987	1,372,205
資本剰余金	3,080,722	2,693,940
利益剰余金	1,325,620	904,993
自己株式	97	97
株主資本合計	3,513,992	3,161,054
<b>その他の包括利益累計額</b>		
為替換算調整勘定	12,337	390
その他の包括利益累計額合計	12,337	390
<b>新株予約権</b>	21,748	26,840
<b>純資産合計</b>	3,548,078	3,187,504
<b>負債純資産合計</b>	3,691,549	3,416,323

## ( 2 ) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

## 中間連結損益計算書

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
事業収益	-	-
事業費用		
研究開発費	716,518	906,324
販売費及び一般管理費	122,437	125,629
事業費用合計	838,956	1,031,954
営業損失( )	838,956	1,031,954
営業外収益		
受取利息	8	1,311
為替差益	63,032	-
その他	11	49,606
営業外収益合計	63,052	50,917
営業外費用		
支払利息	2,057	1,524
為替差損	-	35,934
株式交付費	2,190	702
営業外費用合計	4,248	38,160
経常損失( )	780,152	1,019,197
特別損失		
減損損失	188	583
特別損失合計	188	583
税金等調整前中間純損失( )	780,340	1,019,780
法人税、住民税及び事業税	606	675
法人税等合計	606	675
中間純損失( )	780,946	1,020,456
親会社株主に帰属する中間純損失( )	780,946	1,020,456

## 中間連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
中間純損失( )	780,946	1,020,456
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	8,801	12,728
その他の包括利益合計	8,801	12,728
中間包括利益	772,145	1,033,184
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	772,145	1,033,184

## (3) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純損失( )	780,340	1,019,780
減損損失	188	583
役員株式報酬引当金の増減額( は減少)	244	82
従業員株式報酬引当金の増減額( は減少)	1,283	520
賞与引当金の増減額( は減少)	8,561	9,852
株式報酬費用	7,795	7,460
受取利息及び受取配当金	8	1,311
株式交付費	2,190	702
支払利息	2,057	1,524
為替差損益( は益)	56,613	41,390
未収入金の増減額( は増加)	-	37,840
未払金の増減額( は減少)	47,435	3,568
未払費用の増減額( は減少)	67,081	60,355
未収消費税等の増減額( は増加)	7,442	5,733
その他	12,209	26,383
小計	928,151	909,119
利息及び配当金の受取額	8	1,311
利息の支払額	2,057	1,524
法人税等の支払額	1,210	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	931,410	910,281
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	188	583
投資活動によるキャッシュ・フロー	188	583
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	260,054	662,623
割賦債務の返済による支出	3,910	4,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	256,143	658,323
現金及び現金同等物に係る換算差額	70,299	61,062
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	605,155	313,604
現金及び現金同等物の期首残高	1,883,437	3,575,277
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,278,281	3,261,672

（４）中間連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

2025年3月27日開催の第9回定時株主総会の決議に基づき、2025年5月15日付で繰越利益剰余金の欠損填補を行ったことにより、資本金が720,541千円、資本剰余金が720,541千円減少し、利益剰余金が1,441,083千円増加しております。また、当中間連結会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権の行使に伴い、資本金が332,830千円、資本剰余金が332,830千円増加しております。また、2025年4月14日及び2025年5月14日開催の各取締役会決議に基づき、事後交付型株式報酬としての新株発行を行ったことにより、資本金が929千円、資本剰余金が929千円増加しております。この結果、当中間連結会計期間末の資本金は1,372,205千円、資本剰余金は2,693,940千円、利益剰余金は904,993千円となっております。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

（中間連結損益計算書関係）

（営業外収益）

世界最大級の技術コンペティションXPRIZE Healthspanの一環であるFSHD Bonus Prizeにおける獲得賞金を、その他の営業外収益として37,150千円計上しております。詳細につきましては2025年5月13日付「世界最大級のコンペティションXPRIZE HealthspanのFSHDBonusPrizeのファイナリストに選出、25万ドルの賞金獲得に関するお知らせ」をご参照ください。

SOLVE FSHDと締結した革新的な顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー治療薬の開発に関する戦略的提携に基づく研究開発支援金を、その他の営業外収益として12,327千円計上しております。詳細につきましては2025年6月9日付「SOLVE FSHDと株式会社モダリス革新的な顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー治療薬の開発に関する戦略的提携発表のお知らせ」をご参照ください。

（セグメント情報等）

当社グループは、遺伝子治療薬開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

<訂正後>

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第9期、提出日2025年3月27日)及び半期報告書(第10期中、提出日2025年8月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年8月14日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年8月14日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書の提出日(2025年3月27日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年8月14日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(中略)

3. 資本金の増減について

下記「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書(提出日2025年3月27日)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2025年3月27日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年8月14日)までの間において、以下のとおり変化しております。

(中略)

「4. 最近の業績の概要」の全文削除

## 第四部 【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月27日 関東財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第10期中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

株式会社モダリス  
取締役会 御中

### アルファ監査法人

東京都港区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 達之

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 静 健太郎

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モダリスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モダリス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。